			ものの額に相当する額
			AM_{26} ＝ 0.028
			AM_{27} ＝ 0.027
			AM_{28} ＝ 0.0012
			AM_{29} ＝ 0.0012
			AM_{30} ＝ 0.00106
11	河川費	河川の延長	算式
			$\dfrac{\sum_{n=11}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=11}^{13}(D_n \times E_n) \times \dfrac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=11}^{17}(H_n \times I_n) + \sum_{n=11}^{14}(J_n \times K_n) + \sum_{n=11}^{13}(L_n \times M_n)}{187{,}000\text{円} \times A} + N \times 0.3 + \sum_{n=11}^{30}(O_n \times P_n) - Q \times 0.6$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
			C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.019
			イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022
			C_{12} ＝ 0.020
			C_{13} ＝ 0.020
			C_{14} ＝ 0.019
			C_{15} ＝ 0.019
			D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度ま

			ものの額に相当する額
			AM_{26} ＝ 0.028
			AM_{27} ＝ 0.002
			AM_{28} ＝ 0.0012
			AM_{29} ＝ 0.0012
11	河川費	河川の延長	算式
			$\dfrac{\sum_{n=10}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=10}^{13}(D_n \times E_n) \times \dfrac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=10}^{17}(H_n \times I_n) + \sum_{n=10}^{14}(J_n \times K_n) + \sum_{n=11}^{13}(L_n \times M_n)}{188{,}000\text{円} \times A} + N \times 0.3 + \sum_{n=11}^{29}(O_n \times P_n) - Q \times 0.6$
			算式の符号
			A　測定単位の数値
			B_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
			C_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.011
			イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.004
			C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.019
			イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022
			C_{12} ＝ 0.020
			C_{13} ＝ 0.020
			C_{14} ＝ 0.019
			C_{15} ＝ 0.019
			D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度ま